

令和6年8月定例教育委員会次第

日時：令和6年8月19日（月）
午前10時～午前11時30分
場所：犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告 (前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

第31号議案 犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について (歴史まちづくり課)

第32号議案 犬山祭伝承保存委員会規則の一部改正について (歴史まちづくり課)

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | |
|--------------------------------|-----------|------|
| (1) 後援名義使用承認に関する報告 | (文化推進課) | No.1 |
| (2) 9月・10月行事予定表について | (学校教育課) | No.2 |
| (3) 令和6年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について | (学校教育課) | No.3 |
| (4) 全国大会等出場者激励垂幕の掲示について | (スポーツ交流課) | No.4 |
| (5) 議会の議決を経るべき事件 | (教育部) | No.5 |
| (6) いじめ防止に向けて | (学校教育課) | No.6 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第31号議案

犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
改正について

犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和6年8月19日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説 明)

この案を提出するのは、犬山市文化史料館の使用許可の申請等について、規則の一部を改正するため必要があるからである。

犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則（案）

犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成24年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「日まで」を「日の7日前まで」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第7条第1項中「とき、又は」を「ときは使用しようとする日の7日前までに、」に、「、速やかに」を「使用しようとする日の前日までに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第9条第1項中「第7条第3項」を「第7条第4項」に改める。

第10条第1項中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改める。

様式第2及び様式第4中「変更又は取消しをする場合は、使用しようとする日の7日前」を「変更をする場合は使用しようとする日の7日前までに、取消しをする場合は使用しようとする日の前日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項及び第10条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る申請について適用し、同日前の使用に係る申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして

使用することができる。

○犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正のための新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)
(使用許可の申請) 第5条 研修室等を使用しようとする者は、犬山市文化史料館使用許可申請書(様式第1。以下「申請書」という。)を使用しようとする日の属する月の3月前(市外の者が使用する場合には、2月前)の月の初日から使用しようとする日の7日前までに、委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 (使用許可の変更又は取消し) 第7条 研修室等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)がその許可された事項を変更しようとするときは使用しようとする日の7日前までに、使用の許可の取消しを受けようとするときは使用しようとする日の前日までに犬山市文化史料館使用変更(取消)許可申請書(様式第3)に使用許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 2 略 (観覧料の還付) 第9条 条例第7条第4項の規定により観覧料を還付することができる場合第9条 条例第7条第3項の規定により観覧料を還付することができる場合は、災害等観覧者の責任でない理由により観覧することができなくなつたときとする。 2 略 (観覧料の減免) 第10条 条例第7条第5項の規定による観覧料の減免を受けようとする者は、犬山市文化史料館観覧料減免申請書(様式第6)を市長に提出しなければならない。 2及び3 略	(使用許可の申請) 第5条 研修室等を使用しようとする者は、犬山市文化史料館使用許可申請書(様式第1。以下「申請書」という。)を使用しようとする日の属する月の3月前(市外の者が使用する場合には、2月前)の月の初日から使用しようとする日までに、委員会に提出しなければならない。 (使用許可の変更又は取消し) 第7条 研修室等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)がその許可された事項を変更しようとするとき、又は使用の許可の取消しを受けようとするときは、速やかに犬山市文化史料館使用変更(取消)許可申請書(様式第3)に使用許可書を添えて、委員会に提出しなければならない。 2 略 (観覧料の還付) 第9条 条例第7条第3項の規定により観覧料を還付することができる場合は、災害等観覧者の責任でない理由により観覧することができなくなつたときとする。 2 略 (観覧料の減免) 第10条 条例第7条第4項の規定による観覧料の減免を受けようとする者は、犬山市文化史料館観覧料減免申請書(様式第6)を市長に提出しなければならない。 2及び3 略

犬山市教育委員会第32号議案

犬山祭伝承保存委員会規則の一部改正について

犬山祭伝承保存委員会規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和6年8月19日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説 明)

この案を提出するのは、一般社団法人犬山祭保存会の組織改変に伴い、規則の一部を改正するため必要があるからである。

犬山祭伝承保存委員会規則の一部を改正する規則（案）

犬山祭伝承保存委員会規則（平成29年教育委員会規則第21号）
の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「会長代行、副会長」を「理事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○犬山祭伝承保存委員会規則の一部改正のための新旧対照表

新 (改正後)		旧 (改正前)
(委員)	(委員)	
第2条 略	第2条 略	
(1) 略	(1) 略	
(2) 一般社団法人犬山祭保存会の理事及び参与	(2) 一般社団法人犬山祭保存会の会長代行、副会長及び参与	
(3) 略	(3) 略	